

令和6年度気象・波浪の予報業務許可に関する説明会

気象の予報業務許可の 審査基準に係る留意点について

令和6年11月27日
気象庁 情報基盤部 情報利用推進課

- ・路面状況等の予報については、「気象」とは別の「地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」という現象の区分となっています。
- ・新基準の施行時点（R5.11.30時点）で、予報業務計画書において路面状況等の予報を行うこととしていた事業者については、予報業務計画書に記載のある範囲で「地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」の許可をもっているものとしています。
- ・今後新規に路面状況等の予報を行う、又は路面状況等の予報の範囲を拡大する場合には予報業務変更認可申請が必要です。
- ・許可をもっている事業者については、気象庁ホームページの許可事業者一覧において「地象」と記載しています。

許可番号	予報業務許可事業者	住所	電話	備考
許可第2号	日立市 法人番号4000020082023	〒317-8601 茨城県日立市助川町1-1-1	TEL：0294-22-5520	日立市天気相談所
許可第5号	(一財)日本気象協会 法人番号4013305001526	〒170-6055 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 54・55F	TEL：03-5958-8111	「地象」
許可第6号	(株)日本気象コンサルティング・カンパニー 法人番号2020001074122	〒210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町5-4泰明ビル	TEL：044-222-5950	
許可第12号	いであ(株) 法人番号7010901005494	〒154-8585 東京都世田谷区駒沢3-15-1	TEL：03-4544-7600	「地象」

- ・従前「短期予報」「中期予報」などの6区分に分けていた予報期間の区分については廃止され、申請者が自由に始期と終期を指定して許可を受ける形式となりました。
- ・既存の事業者については、改正前に許可を受けていた区分に応じた範囲の許可を受けていることとなっています。
- ・これに関連して、「3時間先以内」の予報期間は従前の「短時間予報」が該当するため、従前の「短時間予報」の許可を受けていない事業者が、目先からの時系列予報などを行う場合は、変更認可申請が必要です。
- ・また、6か月先を超える予報期間についても許可を受けることが可能となっていますが、予測精度が限定的であることを踏まえ、個別に許可等の条件が付す場合があります。

審査基準改正前後における予報期間の読み替え

改正前の予報期間	改正後の予報期間
短時間予報	3時間先以内
短期予報	3時間先を超え2日間先以内
中期予報	2日間先を超え7日間先以内
長期予報(1か月予報)	7日間先を超え1か月先以内
長期予報(3か月予報)	1か月先を超え3か月先以内
長期予報(6か月予報)	3か月先を超え6か月先以内

- ・従前の一般向け予報では「中期予報においては予報の最小の時間単位を6時間以上にする」などという最小時間単位に係る規定がありましたが、この規定は廃止されています。
- ・この規定に代わり、許可等の条件として「現象の予想の精度や不確実性に関する補足事項を利用者に伝達すること。」が付されており、予報期間や最小時間などに応じた補足事項を利用者に伝達することが必要です。
- ・この補足事項は予測に信頼度を付加する形や、幅を持たせた予測とする形、不確実性について留意すべき点を解説する形などが考えられます。
- ・また、ある程度広い地域単位の明日まで日別の予報などのように、決定論的に扱っても予測精度が十分に高く、精度に関する補足事項は必要ないと判断されるような場合は、必ずしも補足事項を伝達する必要はありません。
- ・なお、適切な予報資料が存在しないような最小時間単位（1か月先の1日毎の予報など）は予報を行うことはできません。

- ・従前の一般向け予報では、急峻な山岳地域において「予報を行う対象区域ごとに少なくとも1か所以上の地点の観測値の収集が必要（解析値による代替不可）」という基準となっていました。現在は「必要に応じて適確に収集すること」という基準となっています。
- ・したがって、事業者において不要と判断される場合については、現地観測値を収集せずに、解析値などを用いて急峻な山岳地域の予報を行うことが可能です。
- ・ただし、許可等の条件として「現象の予想の精度や不確実性に関する補足事項を利用者に伝達すること。」が付されていることを踏まえ、特にこのような地域では解析値等が実際の気温・風速等を適切に表現できない可能性があることなどについて、必要に応じて利用者に補足事項として伝達することが求められます。

・従前、発表する都度の気象予報士による現象の予想を必要とし、予想を行う時間に
応じた人数の気象予報士の設置を必要としていた基準について、近年の予報業務の態
様の変化に対応するため、以下の条件を満たした場合には、都度の現象の予想を不要
とし、必要な設置人数は一人以上とするものです。

1. 気象予報士があらかじめ予測手法の妥当性とその計算結果の品質について確認
すること。
2. 適切な頻度で予報後に検証等を行うこと。
3. 障害時などに対応する要員の配置や連絡体制があること。

※予報後の検証等の実施状況は立入検査において確認します。

・この設置基準の緩和を適用する場合は、変更の30日前までに予報業務変更報告が
必要です。

・提出書類について詳しくは予報業務許可等の申請手引きをご覧ください。

設置基準緩和に係る審査基準

気象、路面状況等の予報業務であって、当該事業所に置かれる気象予報士があらかじめ確認した科学的方法によって計算される予報を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、適確に予報業務を行うために必要な要員の配置や連絡体制が確保されている場合

- ・審査基準の改正に伴い、予報業務計画書の様式が変更となっています。
- ・予報業務計画書について変更報告を提出いただく際には、新様式での作成をお願いしております。

予報事項等を記載する部分の様式が大きく変わっています。

予報業務計画書（気象等）								記入例
1. 事業所の名称及び所在地								
事業所名		△△△△株式会社						
所在地		東京都世田谷区◇◇1-2-3						
2. 予報事項、発表日時及び現象の予想の方法								
予報事項							発表時刻	予想の方法
目的	予報する現象	予報する項目	予報する要素	予報期間	対象とする区域	最小単位		
契約に基づく個人・契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	降水量、発雷確率	12 時間先まで	全国	全国合成レーダーのメッシュ	毎正時	力学的手法 運動学的手法
			天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量	1 日間先から 15 日間先まで	全国	市町村	17 時	力学的手法
			気温	7 日間先から 1 か月先まで	全国	都道府県	木曜 14 時	統計的手法
	台風	中心位置、中心気圧、最大風速	6 時間先から 5 日間先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域	-	10 時 22 時	力学的手法	
	地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）	積雪状況	1 日間先から 3 日間先まで	北海道地方、東北地方	市町村	17 時	力学的手法 統計的手法	
3. 収集する予報資料の内容及びその方法								
収集する予報資料					入手の方法			
資料内容					入手先		通信回線	
気象衛星画像								